

登米市電子入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登米市電子入札実施要領（平成26年登米市告示第21号。以下「実施要領」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(紙入札参加承諾願の様式)

第2条 実施要領第7条第2項に規定する紙入札による入札参加に係る承諾願は、別記様式のとおりとする。

(アプリケーションソフト等の形式)

第3条 実施要領第13条第3項に規定する内訳書及び総合評価技術資料に使用するアプリケーションソフト等の形式等は次のとおりとする。

- (1) 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のとおりとする。ただし、当該形式での保存時に損なわれる機能は、ファイルの作成時に使用してはならない。

使用するアプリケーションソフト	保存するファイルの形式
一太郎	一太郎ver2006以下のバージョンで保存したファイル
MicrosoftWord	Word2007以下のバージョンで保存したファイル
MicrosoftExcel	Excel2007以下のバージョンで保存したファイル
その他のソフト	PDFファイル（Acrobat10以下のバージョンで作成したもの）

- (2) 電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は、LZH又はZIP形式とする。

- (3) 電子ファイルを添付するときの容量は最大で2メガバイトまでとし、やむを得ない理由により2メガバイトを超える場合は、提出方法について協議するものとする。

- (4) 入札参加者等から提出された電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合には、直ちに閲覧等中止し、当該電子ファイルを提出した入札参加者等に対し、ウイルス感染している旨を電話等で連絡し、書類の再提出の方法について協議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(登米市発注工事における電子入札試行取扱要領の廃止)

- 2 登米市発注工事における電子入札試行取扱要領（平成21年登米市告示第206号）は、廃止する。

（あて先）登米市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

紙入札参加承諾願

下記の案件に係る入札については、下記の理由により電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承諾願います。

記

- 1 開札日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 電子入札により参加することができない理由（登米市電子入札実施要領第7条第2項）

下記のいずれかに○を付け、具体的な状況を記載

- (1)電子入札参加者等の使用に係る電子計算機の障害等により、電子入札案件に係る入札期間の末日までに電子入札システムを使用した手続きを行うことが困難である。
- (2)ICカードが失効、破損等により使用できない。
- (3)入札参加から開札日までの間にICカードの変更を行うことが見込まれる。
- (4)その他

具体的な状況

-
- 上記について承諾します。
今後は、当該案件について電子入札システムを使用した手続きは行わないこと。
紙入札に係る手続きは、公告又は指名通知に基づき行うこと。

- 上記について次の理由により承諾しません。

理由：

年 月 日

登米市長